

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和6年1月19日

大潟村物価高騰重点支援給付金について

大潟村では、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯あたり7万円を支給します。

対象となる世帯へは世帯主宛に確認書もしくは申請書を送付します。

1 助成額 **1世帯あたり70,000円**

2 対象者 **令和5年度住民税（均等割）非課税世帯**

3 対象世帯 令和5年12月1日に大潟村の住民基本台帳へ登録されている世帯主および世帯全員が令和5年度の住民税非課税の世帯

4 提出先 **役場 福祉保健課**

5 提出期限 令和6年3月22日（金）必着

5 確認事項

（1）対象となる方へ「確認書」もしくは「申請書」を送付します。

（2）課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外となります。

（3）所得がない方でも、税の申告を行っていない場合は対象と認められませんので、役場税務会計課で申告を行い、福祉保健課で申請の手続きを行ってください。

※令和5年1月2日以降に転入された方は、前住所地が発行する非課税証明書（世帯全員分）が必要です。

お問い合わせは

大潟村役場（福祉保健課）

TEL. 45-2114 FAX. 45-2162